

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月4日 15時45分ごろ
発生場所	大分県津久見市津久見白石灯標東方沖 津久見白石灯標から真方位113°2,500m付近 (概位 北緯33°06.0′ 東経131°57.8′)
事故の概要	漁船新福丸は、北進中、また、プレジャーボートマーメイドは、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年4月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 新福丸、3.2トン OT3-49777（漁船登録番号）、有限会社戸田水産 B プレジャーボート マーメイド、5トン未満（長さ6.22m） 294-14064大分、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船首部に割損、船首部手すりが脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、巻き網船団の灯船で、船長Aが1人で乗り組み、漁場に向けて手動操舵により津久見白石灯標東方沖を約15ノットの対地速力で北進していた。 船長Aは、長距離レンジとしたレーダーで周囲に船影を認めなかったため、船舶はいないものと思っていたところ、衝撃を感じ、B船と衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、津久見白石灯標東方沖の魚礁付近で投錨して船首を南に向け、船尾部で釣り竿を出して釣りをしていたところ、A船と衝突した。 船長Bは、遠方から接近するA船を認めたが、A船がB船を避けるものと思い、A船から目を離して釣りを続けた。 B船は、黒色球形の形象物を掲げていなかった。
分析	A船は、船長Aがレーダーで周囲に船影を認めなかったため、船舶はいないものと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したもの

	<p>と考えられる。</p> <p>船長Aは、レーダーを長距離レンジとしていたことから、周囲に船影を認めなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、遠方から接近するA船を認めたものの、A船がB船を避けるものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が衝突のおそれのある態勢で接近を続けていることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、黒色球形の形象物を掲げる必要があった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が北進中、B船が錨泊中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 錨泊中は、黒色球形の形象物を掲げること。</li> </ul>